

後期高齢者医療被保険者証をお送りします

8月から有効の被保険者証を、7月中旬から順次、簡易書留でお送りします。10月の法改正により、自己負担割合が変更になる場合があるため、今回お送りする被保険者証の有効期限は9月30日(金)です。10月から有効の被保険者証は、9月中旬から順次、簡易書留でお送りします。現在の被保険者証は、8月以降に破棄してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方へ

認定証の交付を受けたことがある方で、令和4年度の対象となる場合は、7月19日(火)に、新しい認定証を普通郵便でお送りします。現在の認定証は、8月以降に破棄してください。

問合せ 後期高齢医療制度課資格給付係 ☎3579-2373

区ゆかりのアーティストの活動経費を助成します

▶募集数=150件(申込順)※対象・助成金額・申請方法など詳しくは、(公財)板橋区文化・国際交流財団ホームページをご覧ください。▶問=同財団(区立文化会館内) ☎3579-3130

経営安定化特別融資の対象を拡大しました

▶対象=原油価格・物価の高騰で業況悪化している、または悪化が見込まれる区内中小企業・小規模事業者※融資条件・申請方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶問=産業振興課経済対策係 ☎3579-2172

募集

情報公開及び個人情報保護審議会 区民委員

▶募集人数=1人▶任期=12月から2年間▶対象=令和4年12月1日時点で、区内在住の18歳以上で、平日昼間に区役所で行う会議(年3回程度)に出席できる方▶選考=書類・作文▶応募用紙の配布場所=区ホームページ▶申込・問=8月1日~26日(必着)に、応募用紙・作文「情報公開と個人情報に関する意見や考え」(1000字程度)を直接または郵送で、区政情報個人情報保護係(区役所1階⑦窓口、〒173-8501) ☎3579-2020

区民と区長との懇談会 (志村坂上地区)の参加者

▶とき=10月31日(月)14時~15時▶ところ=志村坂上地域センター▶内容=地域の課題・区政に関する意見交換▶対象=同センター担当地域(小豆沢・志村・東坂下一丁目・坂下一丁目(27・29~41番を除く))に在住の方▶募集人数=A 発言者…3人(書類選考) B 傍聴者…5人(申込順)▶申込・問=A 7月19日(必着)まで直接または郵送・Eメールで、B 7月4日(月)朝9時から電話で、広聴広報課広聴係(区役所4階②窓口) ☎3579-2024 ☒kkouho@city.itabashi.tokyo.jp※Aは当日発言したい内容1件(800字以内)と、別紙に申込記入例(6面)の項目を明記。



区立図書館を管理・運営する 指定管理者

▶期間=来年4月から5年間▶選定=プロポーザル方式▶公募要領の配布場所=7月14日(木)17時まで、区立図書館ホームページ▶申込・問=8月1日(月)17時まで、必要書類を直接、中央図書館 ☎6281-0291(第2月曜・月末日休館。ただし7月31日(日)は開館し8月1日(月)休館)※申込予定の事業者は、説明会にご参加ください。申込方法など詳しくは、公募要領をご覧ください。

自転車駐車を管理・運営する 指定管理者

▶期間=来年4月から5年間▶選定=プロポーザル方式※申込方法など詳しくは、募集要項をご覧ください。▶募集要項の配布場所=区ホームページ▶問=土木計画・交通安全課交通安全係 ☎3579-2513



国民健康保険

高齢受給者証をお送りします

国民健康保険に加入している70~74歳の方の世帯主へ、7月19日(火)に、8月から有効の高齢受給者証を普通郵便でお送りします。令和3年中の所得により、負担割合が変わる場合があります。詳しくは、同封するお知らせをご覧ください。

▶問=国保年金課国保資格係 ☎3579-2406

国民年金

任意加入できます

海外に居住している方

日本国籍の方であれば、65歳までの間、任意加入できます。この場合、保険料支払いの協力者(国内の親族など)が必要です。※協力者がいない場合は、板橋年金事務所でのみ加入手続き可。※一時帰国などで国内に住所設定した場合は、転入した区市町村で強制加入(第1号被保険者)の手続きが必要。再出国する場合は、任意加入の再手続きが必要。

▶申込=直接、国保年金課国民年金係または各区民事務所

60歳以上の方

60歳の時点で受給資格がない方や、受給資格があっても老齢基礎年金の増額を希望する方は、加入手続きをした月から65歳到達月の前月まで、任意加入できます。※満額受給できる方を除く。

▶申込=直接、国保年金課国民年金係

【いずれも】

▶持物=本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)、年金手帳または基礎年金番号がわかるもの、預(貯)金通帳・金融機関の届出印(口座振替の方)、クレジットカード(クレジットカード納付の方)※別世帯の代理人は委任状・代理人の本人確認書類が必要※支払方法は原則、口座振替。※昭和40年4月1日以前に生まれ、65歳の時点で受給資格が得られない方は、70歳到達月の前月までの間で、受給資格が得られるまで任意加入可。※保険料の支払状況などにより、受給資格を得られない場合あり。

▶問=板橋区国保年金課国民年金係(区役所2階②窓口) ☎3579-2431、板橋年金事務所 ☎3962-1481



お知らせ

「舟渡四丁目南地区」都市計画案の縦覧・意見書の提出

区内在住の方、利害関係がある方は、意見書を提出できます。

▶内容=A地区計画 B高度利用地区・高度地区▶対象区域=舟渡四丁目▶面積=A約12.6ha B約9.1ha▶縦覧・意見書の提出期間=7月4日(月)~19日(火)▶縦覧場所・意見書の提出先・問=直接または郵送で、都市計画課都市計画係(区役所5階⑤窓口、〒173-8501) ☎3579-2552

友好交流都市・石川県金沢市の「氷室の雪氷」を展示します

▶とき=7月5日(火)10時30分~16時▶ところ=区役所(正面玄関)▶内容=金沢の奥座敷・湯涌温泉の「氷室の雪氷」▶問=くらしと観光課観光振興係 ☎3579-2251



国際交流事業に助成します

▶対象=国際交流・相互理解の促進を目的として8月~11月に実施し、1週間以内で完了する事業▶助成金額=対象事業費の2分の1(1団体につき年間上限20万円)※助成の可否・金額は審査のうえ決定▶募集要項などの配布場所=(公財)板橋区文化・国際交流財団(区役所8階③窓口)、同財団ホームページ、いたばし総合ボランティアセンター▶申込・問=8月15日(必着)まで、必要書類を直接または郵送で、同財団(〒173-8501) ☎3579-2015

就学奨励制度をご利用ください

次の対象者に、学用品費・給食費などの一部を援助します。

▶対象=区内在住で、区立小・中学校の特別支援学級に在籍または通級しているお子さんがいる方※都立特別支援学校の通学者は対象外※所得に応じて支給項目を決定※希望する場合は、通学校(通級の場合は在籍校)にお申し込みください。※通常学級の在籍者、区外の小・中学校の特別支援学級に在籍または通級している方で、援助を希望する場合は、お問い合わせください。▶問=学務課学事係 ☎3579-2611

